

山口ケーブルビジョン
ケーブルテレビ業務契約特約目次

ケーブルテレビ業務契約特約

- 第1条 契約の単位
- 第2条 利用料
- 第3条 サービスチャンネルおよび有料番組
- 第4条 B-CAS カードおよびC-CAS カードについて
- 附 則
- 料金表

ケーブルテレビ業務契約特約

甲と、契約者との間に締結されるケーブルテレビ業務契約特約は、山口ケーブルビジョン株式会社契約約款（以下、「契約約款」といいます。）と一体となって適用され、本特約に定めがある事項については、本特約を優先します。また、本特約に定めのない事項については、契約約款の規定によるものとします。

（契約の単位）

第1条 契約の締結は1端子かんごとに行います。

2. 業務契約は、甲が承認したホテル、旅館、保養所、クアハウス、病院等、甲のサービスを自らの事業の用に供する目的で、その施設の利用者に視聴させる施設の住宅等管理者と締結します。

（利用料）

第2条 当契約の利用料は、別に定める料金表のとおりとします。

（サービスチャンネルおよび有料番組）

第3条 契約において、甲のサービスチャンネルの一部や、有料番組を視聴可能な状態にする場合、契約者は、甲が別途定める業務用の契約を締結するものとします。

（B-CASカードおよびC-CASカードについて）

第4条 B-CASカードは、STB1台につき1枚、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズから甲を通じて契約者に貸与するものとします。ただし、当契約のサービスを利用する入居者等が、自己の用に供するためにB-CASカードの貸与を希望する場合は、別途甲が定める方法で契約をすることにより、甲はその入居者等に貸与することができるものとします。

2. 契約者および当契約のサービスを利用する入居者等が、C-CASカードの貸与を希望する場合、別途甲が定める方法で、甲が承認した場合のみ、STB1台につき1枚貸与されるものとします。
3. C-CASカードは甲に帰属し、甲はC-CASカードの契約者が甲の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる甲および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、C-CASカードの契約者が賠償するものとします。
4. C-CASカードの契約者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、契約者はその損害分を甲に支払うものとします。

（附 則）

本特約は、2016年5月21日より施行いたします。

2. 甲は、本特約の一部を改訂し、2017年5月1日より施行します。
3. 甲は、本特約の一部を改訂し、2021年4月1日より施行します。

料 金 表

以下の料金につきましては、弊社ホームページの料金表またはパンフレットおよび別途見積によりご確認ください。

1. 加入金

2. ケーブルテレビサービス

- 業務用基本契約利用料
 - ホテル、旅館、保養所（1客室ごと）……………550円/月（税込）
 - 入院設備のある病院（1床ごと）……………550円/月（税込）
 - その他施設（テレビ1台ごと）……………550円/月（税込）
- STB代金
- その他料金
- STB本体の延長保証料金
- その他手数料
- 工事費（別途見積によりご確認ください）
- 有料番組（ペイチャンネル・コース ※スタンダードコースを含む）
※有料番組につきましては、契約数や番組ごとに協議のうえ別途契約が必要です。